

# 勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

## 第1 改定の内容

### 1 職員の給与等に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額  
の限度を415,600円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師  
で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対  
する支給月額を51,100円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当

#### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月  
分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月分）  
とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ  
1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月  
分）とすること。

#### (イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月  
分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月分）  
とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ  
1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月  
分）とすること。

#### (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。

ウ 在宅勤務等手当

人事院勧告に準じて新設すること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)のイ及び2の(2)については令和5年6月1日から、第1の1の(2)のウについては令和6年4月1日から実施すること。